

宇都宮市障がい者サポート企業制度について

1 制度の概要

(1) 目的

- ・ 障がい者就労の更なる充実のため、障がい者雇用を積極的に行う企業・団体に対して、インセンティブを用意することで、多くの企業の障がい者雇用の機運醸成を図る。
- ・ 協力企業を広く市民に周知することで、市民への障がい者への更なる理解促進を図り、就労支援策の充実を図る。

(2) 実施方法

- ・ 各分野のノウハウやスキルを活かして、障がい者の就労支援に繋がる取組を実践している企業・団体を、障がい者へのサポートに積極的な企業として認定する。
- ・ 認定企業には、掲示用の認定証や、店舗入り口に貼ることができる認定ステッカーを配布して掲示してもらうほか、市のホームページ等において企業名や活動内容を公表することで、協力企業の障がい者へのサポートを広く周知できるようにする。
- ・ 認定申請の受付時期は随時

2 認定要件

宇都宮市内に本社・支店・営業所・工場等がある民間企業や団体であり、以下の7つの要件のうち、2つ以上の要件を満たすことが必要とする。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法定雇用率を超えて障がい者を雇用していること。
- (2) 障がい者を雇用するにあたって、特性に応じた職場配置又は業務の分担、業務マニュアルの整備、職場相談員の配置の配慮等、いずれも1つ以上が行われていること。
⇒特性に応じた職場配置表や業務分担表を作成し随時見直しを実施
⇒分かりやすい業務マニュアルの作成
⇒職場相談員等相談のしやすいスタッフの配置等
- (3) 障がい者が就労する事業所や店舗等のユニバーサルデザイン化を実施していること。
⇒障がい者が就労する事業所や店舗等へのスロープ・多目的トイレ・手すり・ローカウンターの設置等
- (4) 障がいの特性や種類等、障がい者を理解するための職員を対象とした研修を定期的実施していること。
⇒障がいの特性を踏まえた障がい者への接客や配慮方法の研修等の実施
- (5) 障がい者支援施設等（就労継続支援A型・B型・就労移行支援・就労定着

支援・地域生活支援センター)の製品の購入又は販売場所の提供等,製品の販路拡大や役務発注に大きく寄与していること。

⇒製品の委託販売や出張販売への販売場所の提供

⇒1年間に3万円以上の製品や役務の発注

⇒製品や役務等の作業について,技術的な指導を実施

(6)市が主催する就労支援事業に参加・協力,又は,障がい者を対象とした就労体験会の実施や特別支援学校からの実習生の受入れ等の障がい者の就労に繋がる独自の取組を積極的に実施していること。

⇒市が主催する障がい者の就労に関するセミナーやガイダンス等

⇒障がい者を対象とした就労体験会や見学会,説明会

⇒特別支援学校等からの実習生の受入れ

3 役割

(1)障がい者サポート企業・団体の役割

障がい者の就労に関し,市の施策に協力するとともに,次の各号に掲げる事項を実施し,障がい者への理解促進を図るものとする。

①認定ステッカーの掲示

②その他必要な事項に対する協力

(2)市の役割

障がい者サポート企業・団体等へ認定証を交付し,その活動状況を積極的にPRするものとする。

⇒市公式ホームページやYouTube等で障がい者サポート企業・団体等名称やその活動状況を広く紹介

⇒障がい者雇用のロールモデルとして公表し,他企業・団体においても参考とできるようにすることなどを通じ,市全体の障がい者雇用の取組の進展を図る。

4 認定の有効期間

認定の有効期間は,認定の日から起算した2年後の年度末までとする。

↓

<継続したい場合>

障がい者サポート企業・団体が,認定の有効期間満了に際し引き続き認定を受けようとする場合は,認定の有効期間が満了するまでに,市に継続の意思を届け出るものとする。(通知を発送する予定)

<継続の意思がなかった場合>

認定の有効期間終了とともに認定終了

<認定事項に変更が生じた場合>

障がい者サポート企業・団体は,申請内容に変更が生じた場合であって,認定の要件に影響を及ぼすときは,障がい者サポート企業・団体認定事項変更届出書により,速やかに申し出るものとする。

5 申請方法・提出書類

<申請方法>

電子申請共通システムもしくはメール，郵送

<提出書類>

- ①障がい者サポート企業・団体認定申請書
- ②企業・団体の概要がわかる資料
⇒企業・団体パンフレットやホームページ等
- ③認定要件を満たすことがわかる資料